

議案第49号

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(夜間看護手当) 第3条 (略) 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円</u></p> <p><u>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア</u> 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</p> <p><u>イ</u> 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p><u>ウ</u> 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p>	<p>(夜間看護手当) 第3条 (略) 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に始まる勤務から適用し、同日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

提案理由

病棟看護師の二交代制勤務に対応した支給規定とするため。